

入所申込みから入所までの流れ

〈各種申込み方法〉

①＜窓口での申込みの場合＞

申込み締切日までに必要な書類(P33参照)を下記受付場所にお持ちください。(先着順ではありませんが、締切間際や連休前は混雑の恐れがありますので余裕をもってお越しください。)

受付場所		青梅市こども育成課(市役所1階12番窓口)		
申込期間	4月一次入所	令和7年11月17日(月)～令和7年12月10日(水)		
	4月二次入所	令和8年2月2日(月)～令和8年3月10日(火)		
申込締切日	5月入所	令和8年4月15日(水)	11月入所	令和8年10月15日(木)
	6月入所	令和8年5月15日(金)	12月入所	令和8年11月13日(金)
	7月入所	令和8年6月15日(月)	1月入所	令和8年12月15日(火)
	8月入所	令和8年7月15日(水)	2月入所	令和9年1月15日(金)
	9月入所	令和8年8月14日(金)	3月入所	令和9年2月15日(月)
	10月入所	令和8年9月15日(火)		

※1 受付時間は午前8時30分から午後5時まで(木曜日は午後8時まで)。

※2 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は窓口での申請を受け付けておりません。

※3 電子申請は一部(★)を除き期間中いつでも申請を受け付けております。

(★12月11日(木)～2月1日(日)の期間は電子申請での4月入所申込みを受け付けておりません。)



②＜電子での申込みの場合＞

①に記載の申込締切日の5日前必着です(該当日が土・日・祝日の場合には、前開庁日必着)。

※申請には本人確認書類が必要です。詳細は青梅市ホームページ(右上のQRコード)を御確認ください。

※電子で申込みをされた場合には、お手数をおかけいたしますが、必ず青梅市こども育成課保育・幼稚園係まで御連絡いただきますようお願いいたします。

※提出された書類に不備があった場合、記載内容について確認することがありますので、確実に連絡が取れる連絡先でお申込みください。認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整の対象にならないことがあります。また、不足書類がある場合、電話で連絡いたします。不足書類の提出締切日は①に記載の申込締切日となりますので、必ず提出してください。提出がない場合は、入所・転園希望月の利用調整の対象にはなりません。

③＜郵送での申込みの場合＞

郵送先は、【〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1 青梅市役所こども育成課保育・幼稚園係】です。

①に記載の申込締切日の5日前必着です(該当日が土・日・祝日の場合には、前開庁日必着)。

※郵送で申込みをされた場合には、お手数をおかけいたしますが、必ず青梅市こども育成課保育・幼稚園係まで御連絡いただきますようお願いいたします。

※申請書類については、「P33 保育施設利用申込みの提出書類チェックリスト」を御確認ください。

※提出された書類に不備があった場合、記載内容について確認することがありますので、確実に連絡が取れる連絡先でお申込みください。認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整の対象にならないことがあります。また、不足書類がある場合、電話で連絡いたします。不足書類の提出締切日は①に記載の申込締切日となりますので、必ず提出してください。提出がない場合は、入所・転園希望月の利用調整の対象にはなりません。

※書類の遅れや不着の場合については、選考対象とはなりませんので御注意ください。

※書類は到着確認が出来る郵送方法(簡易書留やレターパック等)で提出してください。到着確認の問い合わせには対応できません。

※郵送事故等による書類の遅れや不着については、市は一切責任を負いません。予め御了承ください。

申込み



利用調整

保育所等の募集人数に応じて市が定める利用調整基準表にもとづき、点数が高い順に保育所等の入所を決定します。



利用調整結果通知書・給付認定通知書の発送

4月一次入所:1月末ごろ / 4月二次入所:3月下旬ごろ / 5月～3月入所:申込月下旬ごろ



決定

後日、入所が決まった保育所等から連絡がいきます。
説明会等に出席をし、必要な手続きを行ってください。



保留(待機)

申込書は年度内有効のため、再度の申請は不要です。希望先の変更や申込みの取下げを行う場合は、次回の締切日までに手続きをしてください。
※保留となった場合は初回のみ通知します(4月二次保留通知については、一次で保留となった方にも通知します)。

MEMO
